

別紙 1

飯能商工会議所デジタル化・DX 応援金 対象経費早見表

<対象経費の内容>

対象となるもの	対象とならないもの
<p>①販路開拓並びに生産性向上に資するデジタル化・DX の新たな取り組みに係る費用 例) HP・EC サイトの開設費用、新たに導入するソフトウェア、クラウドの導入費用（既に利用しているものに対する更新料等は対象外）</p> <p>②①とあわせて係る汎用端末又は付属品購入費用 例) パソコン、タブレット（スマートフォン等小型汎用端末は対象外）、バーコードリーダー、プリンター、Wi-Fi 機器、マウス、キーボード等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●スマートフォン等の小型汎用端末 ●消耗品に関わる費用 例) 液晶フィルム、保護カバー等 ●既に利用しているソフトウェアやクラウド等に関わる更新料 ●OS 等販路開拓並びに生産性向上とは判断できないソフトウェア ●汎用端末のみの購入費用 ●その他の本応援金の趣旨にそぐわないもの
<p>・写真を添付のうえ、申請してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・上記のようなものは、汎用性が高いものとして対象外となります。 ・中古品は相見積のうえ最も安価なものを購入すると共に 1 年間の修理保証を付けるようにすることで対象経費として認めます。 ・不動産価値を高める設備の設置工事、一体化する設備・備品等は対象外となります。

上記の他に、対象の可否がわからない場合は、事前にご相談ください。

【ソフトウェアとハードウェアの利用凡例】

- ①新規で有料のソフトウェアと合わせて汎用端末を導入
いずれも対象になります。
- ②新規で無料のソフトウェアと合わせて汎用端末を導入
この場合ソフトウェアの費用については発生していないことから、実質ハードウェアのみの負担であるため、対象にはなりません。
- ③既に導入しているソフトウェアの更新料と合わせて汎用端末を導入
既に利用しているソフトウェアは対象になりません。したがって、新たに導入するソフトウェアでないことから、いずれも対象外となります。
- ④先にハードウェアを購入し、あとから新規で有料のソフトウェアを導入
この場合は、経費支出から 1 年以内であればいずれも対象になります。